

令和 6 年 4 月 2 6 日

元職員による不法行為について

当機構の元職員が令和 4 年 1 0 月から 1 1 月までの間、国土交通省関東運輸局においてシステムに不正アクセスしたことにより、不正アクセス禁止法違反の罪で、令和 6 年 2 月に罰金刑を受けました。

元職員が当機構在職時に不法行為を惹起し、有罪となったことにより、自動車の検査を受検される皆様に不信感を抱かせたことに対しまして、深くお詫び申し上げます。

今後このような不正アクセスが二度と発生しないよう職員の教育を徹底して参ります。

なお、この元職員は令和 6 年 4 月 1 日より軽自動車検査協会に復帰しております。

以 上

お問い合わせ先

〒160-0003

東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル 4F

自動車技術総合機構本部 総務部人事課 塩田、長沢

電 話 03-5363-3441 (代表) FAX 03-5363-3347